

平成 26 年 8 月 7 日

会員各位

(一社)山口県LPガス協会

◇ 新型インフルエンザ等対策に関する「業務計画」の制定について

(一社)山口県LPガス協会では、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）に基づき、平成 26 年 1 月 10 日に「指定地方公共機関」として県知事の指定を受けました。これに伴って作成しました新型インフルエンザ等対策に関する「業務計画（別添）」については、平成 26 年 7 月 29 日開催の理事会において承認されたので当該業務計画を平成 26 年 7 月 30 日付けで県知事へ報告したところです。

会員各位におかれましては、今後、新型インフルエンザ等の発生のおそれがある場合には、「業務計画」に基づく必要な対応を執ることにより、ライフラインとしてのLPガスの安定的供給と安全確保を図ることになりましたことをお知らせします。

○ 新型インフルエンザとは

これまで人の間で流行を起こしたことの無いインフルエンザウイルスが、トリやブタの世界から人の世界に入り、新たに人から人に感染するようになったものです。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザと異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫をもっていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがあります。

アジア、中東、アフリカを中心に散発的に発生しているトリからヒトへ感染する高病原性鳥インフルエンザ（A/H5N1）が変異してヒトからヒトに感染するようになった場合多くの生命が失われるおそれがあり、社会全体の混乱も予想されます。

○ 指定地方公共機関とは

行政機関だけでは新型インフルエンザ等対策の的確な実施が困難であることから公益的な事業を営む法人等のうち、「指定地方公共機関」として知事が指定するものです。指定地方公共機関は、①新型インフルエンザ等対策に関する「業務計画」を作成し県へ報告するとともに、②新型インフルエンザ等が発生したときには、業務計画に基づき対策を実施することになります。

新型インフルエンザ等対策に関する
業務計画

平成26年7月29日

一般社団法人 山口県LPガス協会

目 次

第1 総 則	1
1 目的	1
2 基本方針	1
3 業務計画の運用	1
(1) 業務計画の対象となる感染症	1
(2) 被害想定	1
第2 新型インフルエンザ等対策の実施体制	1
1 平時における連絡体制及び関係機関との連携	2
2 情報の収集・伝達体制の整備	2
3 新型インフルエンザ等対策本部（県協会対策本部）の設置等	2
第3 新型インフルエンザ等対策に関する事項	3
1 発生段階ごとの対策	3
2 県対策本部長による調整	3
3 関係機関との連携	3
4 感染対策の検討・実施	3
5 備蓄の実施	4
第4 その他	
1 教育・訓練の実施	4
2 業務計画の見直し	4

(参考図) (一社) 山口県LPガス協会対策本部の体制及び業務分担表 (支部対策本部を含む。)

..... 5

第1 総 則

1 目的

本計画は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、一般社団法人山口県LPガス協会（以下「県協会」という。）における新型インフルエンザ等対策の適切な実施に資することを目的とする。

2 基本方針

県協会は新型インフルエンザ等対策の遂行にあたって、国、地方公共団体及び関係事業者等と相互に連携を図りながら、県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小となるように、LPガスの安定的な供給と安全の確保を図るものとする。

3 業務計画の運用

(1) 業務計画の対象となる感染症（新型インフルエンザ等）

- ① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザ）
- ② 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの

(2) 被害想定

県行動計画の被害想定に基づき、次の被害を想定する。

- ・罹患率：全人口の25%
- ・流行期間：約8週間
- ・罹患期間：1週間から10日
- ・欠勤率：従業員^{りかん}の最大40%程度

第2 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1 平時における連絡体制及び関係機関との連携体制

県協会は新型インフルエンザ等の発生に備え、地方公共団体、関係事業者等と連携し、平時から情報交換、連携体制等の確認に努める。

また、会員事業者は社会機能維持に関わる事業者として、事業継続に向けた準備を行う。

2 情報の収集・伝達体制の整備

① 県協会は、国、地方公共団体及び関係事業者等から収集した情報を会員事業者に周知徹底し、注意喚起に努めること。

② 会員事業者は、会員又はその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合、速やかに県協会へ報告できる体制整備に努めること。

3 新型インフルエンザ等対策本部（県協会対策本部）の設置等

(1) 県協会対策本部の設置

法第15条第1項に基づく国の新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）により緊急事態宣言がなされた場合は、県協会に新型インフルエンザ等対策本部（以下「県協会対策本部」という。）を設置し、新型インフルエンザ等対策に関する調整、情報の収集及び会員事業者への情報提供、その他必要な業務を実施する。

(2) 県協会支部対策本部の設置

県協会の支部は県協会対策本部が設置された場合には、必要に応じ県協会対策本部に準じた組織（以下「支部対策本部」という。）を設置する。

(3) 県協会対策本部の構成

県協会対策本部には本部長及び副本部長を置き、本部長には県協会長をもって充てることとし、対策本部の事務を統括し、県協会事務職員等を指揮監督する。

副本部長には担当副会長をもって充てることとし、本部長を助け、本部長に事故があるときは、本部長職務を代行する。

(4) 県協会対策本部等の解散

本部長は、政府対策本部により緊急事態解除宣言がなされたときは、県協会対策本部及び支部対策本部を解散する。

第3 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1 発生段階ごとの対策

(1) 未発生期の対応

会員事業者は業務継続計画（以下「BCP」という。）に基づき、新型インフルエンザ等対策の体制整備について事前に準備を行うとともに、必要な資材の確保等について所要の措置を講ずる。

(2) 海外発生期から県内感染期の対応

県協会は、会員事業者の健康管理及び感染対策を徹底し、地方公共団体、関係事業者等と連携し、事業継続に向けた必要な措置を講ずる。

(3) 小康期の対応

国、地方公共団体等からの情報等により、各地域の感染動向を踏まえつつ、第二波に備え事業継続のための体制整備に努める。

2 県対策本部長による調整

山口県新型インフルエンザ等対策本部による総合調整が行われた場合には、会員事業者と連携し、所要の措置を迅速かつ的確に実施するよう努める。

3 関係機関との連携

新型インフルエンザ等対策の実施に際しては、地方公共団体、関係事業者等と相互に連携し、LPガス供給途絶の事態が生じないよう会員事業者への周知や所要の調整を図る。

4 感染対策の検討・実施

県協会は、会員事業者における感染防止策の検討を行い、感染拡大防止の徹底に努める。

また、会員事業者に発症が疑わしい場合は、県健康福祉センター等に連絡し、必要な指示を仰ぎ、感染拡大防止の措置を講ずる。

5 備蓄の実施

新型インフルエンザ等対策に実施に必要なLPガス等の物資及び資機材の備蓄に努める。

第4 その他

1 教育・訓練の実施

平素から新型インフルエンザ等の感染対策や発生時の対応等について周知し、危機意識の向上に必要な教育訓練等を実施する。

また、国又は地方公共団体が実施する新型インフルエンザ等対策の訓練に参加する。

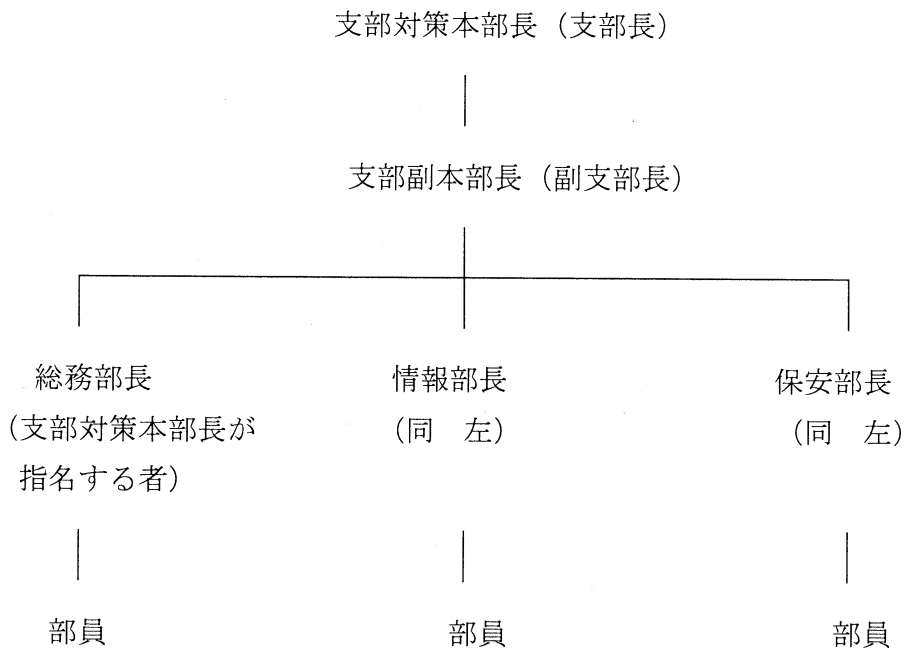
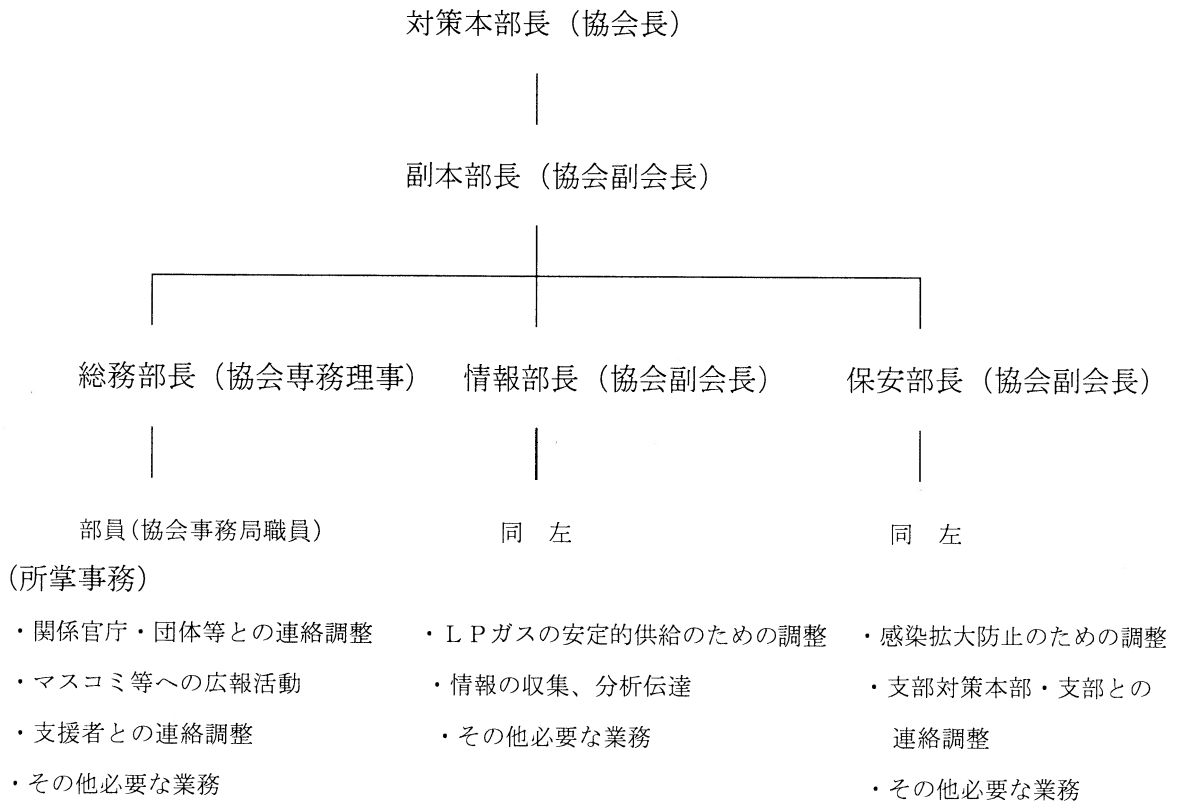
2 業務計画の見直し

必要に応じて本業務計画の見直しを行い、実践的かつ効果的な方法等について検討する。

附 則

この規定は、平成26年7月29日から施行する。

(一社) 山口県LPガス協会対策本部の体制及び業務分担表



〈所掌事務：県本部と類似する業務〉